

平成22年度

監事監査報告書

平成23年6月

独立行政法人住宅金融支援機構

独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第19条第4項の規定に基づき、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22年度の業務に関して監査を実施したので、次のとおり報告する。

平成23年6月30日

独立行政法人住宅金融支援機構

監事 石塚 雅範

監事 林 藤樹

監事 伯耆 逸夫

I 決算監査

1 監査対象

平成22年度決算に係る事項

2 監査実施期間

平成22年7月～平成23年6月

3 監査の方針

財務諸表等の監査においては、執行部門から報告を受けて重点的な事項を監査するとともに、職業的専門家である会計監査人が行う監査の方法及び結果の相当性を評価した上でその監査結果を活用する。

4 監査の手法及び実施時期

(1) 役員会における確認

平成22年8月17日（平成22年度決算見込み報告(全勘定)）、同年11月16日（平成22年度決算見込み報告(全勘定)）、平成23年2月15日（平成22年度決算見込み報告(全勘定)）、同年5月17日（平成22年度決算方針（案））、同年6月6日（平成22年度期末の貸付債権等に係る自己査定結果報告）、同年6月14日（平成22年度決算概要報告）及び同年6月28日（平成22年度決算(案)）

(2) 監事の決算担当部署への個別ヒアリング及び決算関係書類の確認

① 個別ヒアリング

平成22年10月12日（財務企画部）、平成23年5月23日（財務企画部、まちづくり推進部）、同年5月24日（リスク統括部）、同年5月25日（債権管理部、監査部、審査部）、同年5月25日（財務企画部と会計監査人の打ち合わせに立ち会い・監査部）及び同年6月13日（財務企画部）

② 決算関係書類の確認

平成23年5月20日～同年6月27日

(3) 会計監査人とのディスカッション、個別ヒアリング及び監査結果報告

① ディスカッション

平成22年9月28日、平成23年1月24日及び同年4月18日

② 個別ヒアリング

平成23年6月16日

③ 監査結果報告

平成23年6月24日

5 監査意見書

(1) 提出日

平成23年6月27日

(2) 内容

次のとおり。

独立行政法人住宅金融支援機構
理事長 宍戸 信哉 殿

平成22年度決算に関する監査意見書

私たち監事は、独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構（以下単に「機構」という。）の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22年度における事業報告書、財務諸表（法人単位及び勘定別の貸借対照表、法人単位及び勘定別の損益計算書、法人単位及び勘定別のキャッシュ・フロー計算書、勘定別の利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、法人単位及び勘定別の行政サービス実施コスト計算書並びに法人単位及び勘定別の附属明細書をいう。以下同じ。）及び決算報告書について、監査を実施した。

その結果を次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

役員会その他重要な会議に出席するほか、執行に携わる役員等から内部統制の状況及び事業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧した。

また、決算担当部署から当該年度に係る事業報告書、財務諸表及び決算報告書について報告及び説明を受けた。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。あわせて、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けた。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告書、財務諸表及び決算報告書について検討した。

2 監査の結果

(1) 事業報告書は、機構の事業運営の状況を正しく表示しているものと認める。

(2) 財務諸表（勘定別の利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を除く。）は、「独立行政法

人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に準拠して作成されており、機構の平成23年3月31日現在の財政状態並びに平成22年度の運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

勘定別の利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

なお、監査を実施した範囲においては、財務諸表の重要な虚偽をもたらす不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められない。

(3) 決算報告書は、機構理事長による平成22年度の予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認める。

(4) 会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

平成23年6月27日

独立行政法人住宅金融支援機構

監事 石塚 雅範

監事 林 藤樹

監事 伯耆 逸夫

Ⅱ 業務監査

1 監査テーマ

(1) 内部統制の態勢整備・運用

機構の内部統制の態勢整備・運用の状況が十分であるかどうか、特に、本店内での統制状況、本店による支店への統制状況及び支店内での統制状況が適切かどうかを監査する。

(2) 組織・業務運営

重点分野（証券化支援事業全般、CS実施態勢、金融円滑化対応実施態勢、業務の集約化全般）の態勢整備・運用の状況が十分であるかどうか、特に、有効性・効率性の観点から適切かどうかを監査する。

(3) 既往指摘事項への対応状況

平成21年度の業務監査（総括）で指摘した事項を含めて、今後実施する業務監査の指摘事項への対応状況を確認・検証していく。

2 監査の手法

(1) 業務の執行状況等に関する本店各部室長及び各支店長の「自己評価シート」等に基づく言明の監査

(2) 役員会等重要な会議への出席

(3) 内部統制の状況その他業務執行に関する役員との意見交換

(4) 本店各部室及び各支店の実地監査における業務の執行状況のヒアリング及び資料等の閲覧

(5) 重要な決裁文書等の閲覧、必要と認めた事項に関する資料の閲覧、当該資料に関する関係部署からの報告聴取等

3 被監査部署及び実施期間

被監査部署	実施期間
支店監査 北陸支店 東海支店 北関東支店 四国支店 南九州支店 東北支店 首都圏支店	平成22年7月8日～9日 〃 7月14日～16日 〃 7月29日～30日 〃 8月5日～6日 〃 8月25日～27日 〃 9月2日～3日 〃 9月15日～17日 22日、24日
本店監査（中間） 本店各部室 理事長代理及び各理事との意見交換 理事長、副理事長及び理事長代理との意見交換 役員会で中間取りまとめ結果を説明報告	平成22年10月6日 12日～15日 〃 10月21日～22日 〃 11月5日 〃 11月9日
支店監査 北海道支店 近畿支店 九州支店 中国支店	平成22年11月11日～12日 〃 11月17日～19日 〃 12月2日～3日 〃 12月9日～10日
本店監査（総括） 本店各部室 各理事との意見交換 理事長、副理事長及び理事長代理との意見交換 役員会で総括結果を説明報告	平成23年2月1日～4日 〃 2月28日 〃 3月3日 〃 3月8日

4 監査結果

(1) 内部統制の態勢整備・運用

理事長は、機構内外の環境やリスクの状況を踏まえ、経営に関する重要な課題について、原則として毎週開催される役員会での議論を踏まえて意思決定をするとともに、機構の取り組むべき課題等について定期的に全役職員に対するメッセージをメールで発信する等、機構全体に目配りをした内部統制を行いつつ、機構の業務運営を行っている。

① 経営理念・経営方針、コンプライアンスの徹底・浸透の状況

- コンプライアンス・ヘルプライン外部窓口の設置により、ヘルプラインの複線化が図られた。

また、コンプライアンス・ミーティングについては、具体的な事例に基づく共通テーマ・任意テーマの提供や、進行役のための研修を実施することで、より効果的なものとするとともに、現場の負担感が軽減されている。

- 機構内及び委託先における顧客情報漏洩事案の発生については、昨年度の発生件数を上回り、事務ミスについても依然として発生している。

所属長をはじめ管理職は、改めて、事務手続き等の基本動作を徹底し、コンプライアンスの重要性を認識しながら業務を行うとともに、委託先に対する働きかけ等を強化することが必要である。

- 審査・決裁を経ずに融資予約通知書を発行した事案については、発生原因の確認、関係職員の処分を行うとともに、再発防止策が策定されたところであるが、これを確実に実行するとともに、役職員は、従来にも増して、内部統制システムを的確に運用し、コンプライアンス違反の発生防止を徹底することが必要である。

- 職員が、平成19年11月から平成20年9月にかけての収賄容疑で、平成23年度に逮捕・起訴されるという事案が発生したことは、組織にとって極めて深刻な事態である。

外部有識者3人の委員を含む「職員不祥事再発防止検討委員会」を設置し、本事案の発生原因の究明及び再発防止策の策定を行っているところであるが、早期にコンプライアンスに係る内部統制システムの拡充・強化を図り、不祥事の再発防止を徹底することが必要である。

② 機構の事業運営に関わる統合的リスク管理・各種リスク管理の状況

- 統合的リスク管理態勢は着実に整備され、年度当初の役員会において取組方針を決定するとともに、四半期毎の取組状況と方向性についても、適宜、役員会で報告されているところである。

- 各リスク管理委員会等を通じ、統合的リスク管理の高度化に取り組んでいるところであるが、更に、リスク管理指標についての目標値設定など、経営層の判断に資するためのリスク管理態勢構築に向けた検討を着実に進めていくことが望まれる。

- ③ 役員会等の重要な会議における審議状況、意思決定プロセスの状況
 - 理事長が主宰する役員会については、役員等メンバーによる多角的な視点での審議が行われるとともに、理事長はその議論を踏まえて意思決定を行っている。
また、その他の重要な会議においても、的確な審議・意思決定が行われている。
- ④ その他
 - 内部監査部門において初めて、3年間の「中期監査計画」を策定するとともに、個々の監査結果については、機構内、受託機関に水平展開することにより、共有化と事務リスクの回避・低減に繋げている。

(2) 組織・業務運営

① 証券化支援事業全般

- 営業に関しては、成功事例や地域情報が、各種会議、月次レポート、支店長レポートのフィードバック等により水平展開され、本支店で共有化されつつある。
- 審査に関しては、精緻化・高度化を目指し、不適正案件の未然防止の徹底を図るとともに、営業と審査の分離について適切に実施しつつ、必要な情報については、関係各部と共有化し、連携することにより、審査の迅速化・的確化に取り組んでいる。

② CS実施態勢

- CSについては、ビジネスマナー向上等、3つの重点取組事項を中心とした活動により、各部署におけるCSマインド、CS活動の温度差は徐々に改善され、CS活動の活性化に繋がりにつつある。
また、機構内外に向けての発信文書については、全社的に、要旨を添付することを徹底する取組を核として行うとともに、各部署それぞれで、受け手にとって分かりやすいものを発信する前向きな取組姿勢が見受けられる。
今後は、各部署それぞれがCSマインドを定着させ、CS活動に取り組んでいくことが重要である。

③ 金融円滑化対応実施態勢

- 中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえた返済方法変更の対応については、審査のバラツキが生じないように審査基準の明確化を図った上で、受託金融機関も含めて周知する等の措置を取りつつ、着実に対応している。
引き続き、迅速かつ的確な対応を図るよう期待する。

④ 業務の集約化全般

- 経理業務の本店集約化は、平成22年10月に全支店が完了した。今後予定されている会計業務の集約化に当たっても、業務の円滑な執行を確保すべく、支店の業務実態等を踏まえて検討していくことが肝要である。

⑤ その他

- 東日本大震災対応については、理事長を本部長とする「東日本大震災被災者対応本部」を設置するとともに、相談・受付体制を早期に整備し、災害復興住宅融資の実施及び既往借入者に係る返済方法の変更等に取り組んでいるところであるが、引き続き、迅速かつ的確な対応を図るよう期待する。
- 経済対策により、MBS及びSBの発行額が大幅に増加する中、市場流動性リスクの軽減を図るため、投資家需要不足が見込まれる場合の対応方針として、コンティンジェンシープランを策定した。
- 管理回収を取り巻く環境が厳しい中、初期延滞債権削減の徹底を継続するとともに、買取債権については、営業部門や審査部門との連携による受託金融機関に対する早期破綻防止要請等の取組を行い、今年度の延滞削減目標を達成した。
- 機構の環境問題への取組について、ディスクロージャー誌への掲載が行われた。

また、マスメディアを通じて、「住宅ローンを通じて、住宅の質の向上を目指し、地球環境の改善にも貢献していきたい。」という機構の姿勢を鮮明に打ち出した。

これらは、環境問題等が大きな課題となっている中での時宜を得た対応であり、今後更に機構のCSR（社会的責任）という観点からのより幅広い視点での対応を期待する。

(3) 既往指摘事項への対応状況

平成22年10月及び平成23年2月の本店業務監査において、平成21年度業務監査結果報告（総括）に係る事項、平成21年度決算監査に係る事項及び独立行政法人整理合理化計画に定められた監査に係る事項への対応状況を確認した。

これらのうち、今後も継続した取組が必要な課題については、平成23年3月の業務監査結果報告において、更なる取組が必要として改めて指摘した。

Ⅲ 独立行政法人整理合理化計画に定められた監査

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）において、次のとおり、監事による監査が定められたことを踏まえ、機構の講ずべき措置が適切に実施されているかどうかについて監査した。

○ 随意契約の見直し

随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。

○ 保有資産の見直し

保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。

○ 給与水準の適正化等

給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。

○ 関連法人等との人・資金の流れの在り方

随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。

1 随意契約の見直し

平成22年6月に策定した新たな「随意契約等見直し計画」に基づき、契約が実施されていることを確認するとともに、監事も委員となっている契約監視委員会での点検も行われており、契約の状況は適正なものと判断した。

また、入札及び契約の適正化に関する書面監査を実施しているが、平成22年4月から平成23年3月までに監査した契約は適正であると判断した。

2 保有資産の見直し

宿舎整理計画により売却に付した宿舎については、平成22年10月14日及び平成23年6月17日に主管部に説明を求め、個別ヒアリングを実施し、前年度未処分の1宿舎の売却手続の継続を確認した。

また、「公庫総合運動場」については、平成22年10月14日及び平成23年6月17日に主管部に説明を求め、個別ヒアリングを実施し、処分を行うための準備を着実に進めていることを確認した。

3 給与水準の適正化等

役員の報酬等及び職員の給与の水準の適正化等については、平成22年10月14日、平成23年6月7日及び同年6月17日に主管部に説明を求め、個別ヒアリングを実施した。

平成22年度における当該水準の適正化については、独立行政法人通則法第30条第1項の規定により財務大臣及び国土交通大臣の認可を受けた中期計画に定めるところにより、所定の削減を着実に進めているものと判断した。

平成22年度における当該水準の公表方法等については、総務大臣の定めるところに従っており、適正なものと判断した。

4 関連法人等との人・資金の流れの在り方

随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、平成20年1月以降、上記1の監査の中で併せて監査している。

平成22年4月から平成23年3月までに監査した関連法人随意契約案件は、すべて適正な随意契約が締結されているものと判断した。

また、情報開示の対象となる契約案件は、すべて機構ホームページで公表しており、適正に処理されているものと判断した。

以上